

## 川島町議会における災害対策要領

平成25年2月21日

議会訓令第1号

(趣旨)

第1条 この訓令は、川島町内での地震、台風その他の事象による災害が発生したときに、川島町議会議員(以下「議員」という。)が住民と連携し、情報収集活動や救助活動、及び応急活動をするため、その組織的な災害対策について必要な事項を定めるものとする。

(委員会の設置)

第2条 川島町議会議長(以下「議長」という。)は、前条による災害のための川島町災害対策本部(以下「町対策本部」という。)が設置された場合、川島町議会内に川島町議会災害対策委員会(以下「議会災害対策委員会」という。)を設置することができる。

(組織)

第3条 議会災害対策委員会は、委員長、副委員長、幹事及び委員をもって組織する。

2 委員長は議長を、副委員長は副議長をもって充てる。

3 幹事は、川島町議会委員会条例(昭和62年条例第7号)第2条及び第7条の規定による総務経済建設常任委員長及び副委員長、並びに川越地区消防組合議会議員をもって充てる。

4 委員は、委員長、副委員長及び幹事を除く全議員をもって充てる。

(職務)

第4条 委員長は、議会災害対策委員会の会務を総理し、議会災害対策委員会を代表する。

2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

3 幹事は、委員長及び副委員長を補佐するとともに、議会災害対策委員会の事務に従事する。

4 委員は、委員長の命を受け、議会災害対策委員会の事務に従事する。

(所掌事項)

第5条 議会災害対策委員会は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 議員の安否及び居所又は連絡場所の確認を行うこと。
- (2) 災害情報を整理し、各議員に情報提供を行うこと。
- (3) 情報収集活動や救助活動、及び応急活動の方針を立てること。
- (4) 被災者からの相談内容を整理すること。

(議員の対応)

第6条 議員は、議会災害対策委員会が設置されたときは、次のとおり対応するものとする。

- (1) 自らの安否及び居所又は連絡場所を議会災害対策委員会に報告し、連絡体制を確保すること。
- (2) 議会災害対策委員会から情報提供を受けること、及び情報収集に協力すること。
- (3) 町内の被災場所、又は避難所等において住民と連携し、情報収集活動や救助活動、及び応急活動をすること。
- (4) 被災者からの相談に助言を行うこと。

(その他)

第7条 この要領に定めるもののほか必要な事項は、委員長が別に定めるものとする。

附則

この要領は、平成25年4月1日から施行する。